

武豊町完全週休2日制・週休2日制工事実施ガイドライン

(目的)

第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、武豊町では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休2日への更なる普及に向けて取り組むこととする。

(対象工事)

第2条 武豊町の発注工事で、令和4年4月1日以降に新規に契約する次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く。

(1) 発注者指定型

発注者が対象工事を指定することにより、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図り、週休2日の取組を促進するもので、現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事を対象とする。

(2) 受注者希望型

受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図るもので、発注者指定型以外の全ての工事を対象とする。ただし、災害復旧工事等発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事は除く。

(週休2日制の形式)

第3条 週休2日制の形式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日に休工(現場事務所での事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。なお、安全管理のための現場巡視や、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所として取り扱うものとする。以下同じ。)を実施する。

イ 対象期間

契約締結日の翌日から工事完了日(完了届提出の日)まで。ただし、次に掲げる期間(以下「非対象期間」という。)は対象期間から除く。

(イ)準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。)

(ロ)片付け期間(施工を完了した日の翌日から工事完了日(完了届提出日)までの期間)

- (ハ)夏季休暇(3日間)
- (ニ)年末年始休暇(6日間)
- (ホ)工場製作のみの期間
- (ヘ)工事事務等による不稼働期間
- (ト)天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間

ロ 休工対象日

原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週(土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日)で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。ただし、振替休工は、振替休工日の1週間前までに監督員と協議するものとする。また、天候(降雨・積雪等)により、土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は休工と認めない。

(2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日数の休工を実施する。

イ 対象期間

第3条(1)イに同じ。

ロ 休工対象日

休工の曜日及び理由にかかわらず休工した日とし、対象期間の全日数の28.5%(2/7)以上の日数とする。なお、天候(降雨・積雪等)により休工した日も、休工と認める。

(取組内容)

第4条 発注者指定型及び受注者希望型の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発注者指定型の取組内容

イ 受注者は、工事契約後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事(以下「週休2日制工事等」という。)のいずれかの形式を選択するものとする。

ロ 受注者は、施工計画書を提出するまでに形式を決定し、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

ハ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。

ニ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(2) 受注者希望型の取組内容

- イ 受注者は、工事契約後、完全週休2日制工事、週休2日制工事又は週休2日制に取り組まないことのいずれかを選択するものとする。
- ロ 受注者は、週休2日制工事等に取り組む場合には、施工計画書を提出するまでに形式を決定し、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。
- ハ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。
- ニ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定)

第5条 工事成績評定については、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事

- イ 完全週休2日制工事の実施工事については、対象期間(第3条(1)イ)の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合(以下「完全週休2日取得率」という。)が90%以上の場合、工事成績評定において評価する(別紙1参照)。
- ロ 完全週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする(参考1参照)。
 - (イ) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。
 - (ロ) 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間として算出する。
 - (ハ) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。
 - (ニ) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
 - (ホ) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
- ハ 工事成績評定は、工事成績評定表の「創意工夫」において評価する(別紙2参照)。なお、完全週休2日取得率が90%に満たない場合であっても工事成績の減点を行わない。

(2) 週休2日制工事

- イ 週休2日制工事の実施工事については、対象期間(第3条(2)イ)の全日数に対する休工日数(曜日及び理由にかかわらず休工した日)の割合(以下「週休2日取得率」という。)が、28.5%(2/7)以上の場合、工事成績評定において評価する(別紙1参照)。

ロ 週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする(参考2参照)。

(イ) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

(ロ) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

ハ 工事成績評定は、工事成績評定表の「創意工夫」において評価する(別紙2参照)。なお、週休2日取得率が28.5%(2/7)に満たない場合であっても工事成績の減点を行わない。

(取組証の発行)

第6条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証(様式1)を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合でも取組証は発行しない。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第7条 週休2日制工事等の取り組みを推進するため、休工状況に応じて次により経費の補正を行うものとする。

イ 休工状況の適用区分

対象期間(第3条(1)イ及び同条(2)イ)の全日数に対する休工日数(曜日及び理由にかかわらず休工した日)の割合(以下「休工割合」という。)に応じて、休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。

(イ) 4週8休以上 休工割合が28.5%以上の場合

(ロ) 4週7休以上4週8休未満 休工割合が25%以上28.5%未満の場合

(ハ) 4週6休以上4週7休未満 休工割合が21.4%以上25%未満の場合

ロ 休工割合の算出方法

休工割合の算出方法は、次に掲げるとおりとする(参考1,2参照)。

(イ) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

(ロ) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

(ハ) 天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工と認める。

ハ 補正率

それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

(イ) 4週8休以上

・労務費	1.05
・機械経費(賃料)	1.04
・共通仮設費率	1.04
・現場管理費率	1.06
・市場単価	補正対象及び補正係数は別紙4による

(ロ) 4週7休以上4週8休未満

・労務費	1.03
・機械経費(賃料)	1.03
・共通仮設費率	1.03
・現場管理費率	1.04
・市場単価	補正対象及び補正係数は別紙4による

(ハ) 4週6休以上4週7休未満

・労務費	1.01
・機械経費(賃料)	1.01
・共通仮設費率	1.02
・現場管理費率	1.03
・市場単価	補正対象及び補正係数は別紙4による

ニ 補正方法等

(イ) 発注者指定型

当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(ロ) 受注者希望型

休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(工事名)

第8条 発注者指定型で発注する工事は、工事名の末尾に「(週休2日制)」を追記する。

(特記仕様書)

第9条 発注者指定型及び受注者希望型で発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。

(1) 発注者指定型

「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の発注者指定型の対象工事とする。詳細については武豊町完全週休2日制・週休2日制工事実施ガイドライン(令和4年4月1日)」を参照すること。」

(2) 受注者希望型

「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の受注者希望型の対象工事とする。詳細については「武豊町完全週休2日制・週休2日制工事実施ガイドライン(令和4年4月1日)」を参照すること。」

附 則

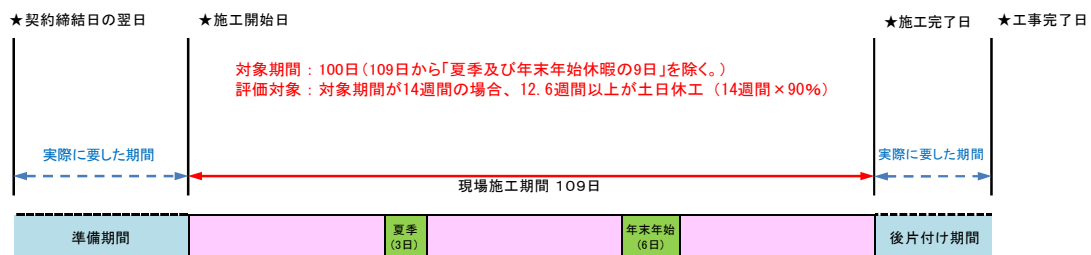
このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

第 5 条 (1) 関係

1 - 1 完全週休 2 日制工事の工事成績評定の評価

対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合が 90%以上 の場合、工事成績評定において評価する。

(対象期間が100日となる場合)

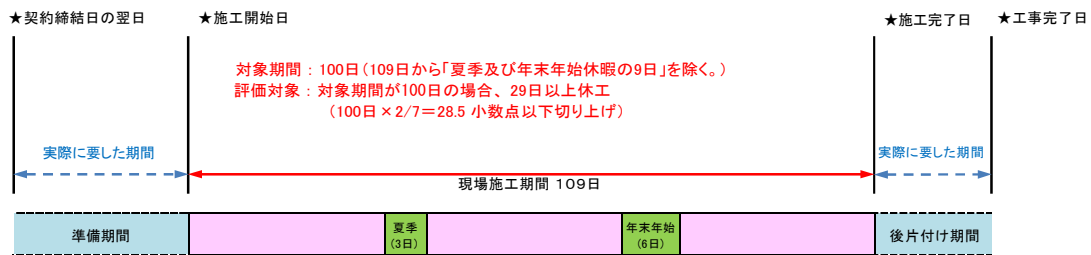


第 5 条 (2) 関係

1 - 2 週休 2 日制工事の工事成績評定の評価

対象期間の全日数に対する休工日数の割合が 28.5% (2/7) 以上 の場合、工事成績評定において評価する。

(対象期間が100日となる場合)



(参考1)「完全週休2日取得率」及び「休工割合」の算出方法

(□：工事実施日)

							完全週休2日取得率（工事成績評価）			休工割合（経費の補正）		
日	月	火	水	木	金	土	週間数	土日休工週間数	備考	日数	休工日数	備考
準備期間←			施工開始日 □	休日※1 休工	□	休工	—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。	—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
休工	□	□	振替休工	□	□	□	1	1	地元条件による同一週の振替休工は認める。振替休工日の1週間前までに監督員と協議。	7	2	
□	□	振替休工	□	□	□	休工	1	1	地元条件による同一週の振替休工は認める。振替休工日の1週間前までに監督員と協議。	7	2	
休工	□	休日※1 休工	□	夏季休暇（3日間）			0.5	0.5	夏季休暇は非対象期間とし、これにより土曜日が欠けるため0.5週間としてカウントする。	4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	1	0	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことからカウントしない。	7	1	
休工	□	振替休工	□	休日※1 休工	□	休工	1	1		7	4	
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	1	0	雨天による振替休工は休工と認めない。	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	1	0	土曜日に工事を実施（振替休工なし）したためカウントしない。	7	1	
休工	□	□	□	□	□	休工	1	1		7	2	
□	□	□	□	施工完了日 □	→後片付け期間		—	—	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。	—	—	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
休日※休工							—	1	2日間×0.5週間＝1.0週間 (1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。)	—	—	上記の休工日数に含む。
計							7.5	5.5	完全週休2日取得率＝73.3%※2（5.5週間/7.5週間） <90% ⇒評価対象外	53	16	休工割合＝30.1%※2（16日/53日） >28.5% ⇒4週8休として補正対象

※1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

※2 少数第2位切り捨て

(参考2) 「週休2日取得率」及び「休工割合」の算出方法

(□：工事実施日)

							週休2日取得率(工事成績評定)・休工割合(経費の補正)		
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備考
準備期間←		施工開始日 □	休日※1 休工	□	□	休工	—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
休工	□	□	振替休工	□	□	□	7	2	
□	□	振替休工	□	□	□	休工	7	2	
休工	□	休日※1 休工	□	夏季休暇(3日間)			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	7	1	
休工	□	振替休工	□	休日※1 休工	□	休工	7	4	
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	7	1	
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2	
□	□	□	□	施工完了日 □	→後片付け期間		—	—	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
計							53	16	週休2日取得率 = 30.1%※2 (16日/53日) > 28.5%(2/7) ⇒ 評価対象 休工割合 = 30.1%※2 (16日/53日) > 28.5% ⇒ 4週8休として補正対象

※1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

※2 少数第2位切り捨て

工事成績評定の評価方法

- 1 専任監督員の創意工夫において評価を行う。
 - 2 完全週休 2 日制、週休 2 日制の達成に対して 1 点の加点を行う。
- なお達成できなかった場合の減点を行わない。

5. 創意工夫

創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)
◆ 準備・後片付け関係					
<input type="checkbox"/> 1. 測量・位置出しにおける工夫	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 2. 現地調査方法の工夫	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ その他					
<input checked="" type="checkbox"/> 44. その他 理由: 完全週休2日制工事の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 45. その他 理由:	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 46. その他 理由:	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
評点: 1 点 ・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する ・加点は +7 点 ~ 0 点の範囲とする ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する ・1 項目 1 点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい	【創意工夫の詳細評価】				

※「完全週休 2 日制工事」又は「週休 2 日制工事」の評価対象となった場合、「その他」の項目にチェックを入れ、理由欄に「完全週休 2 日制工事の実施」又は「週休 2 日制工事の実施」と記載し、作業環境にチェックする。

(様式1)

年 月 日

週休2日制工事取組証

名 称

代表者名(契約の相手方)様

工 事 名		
路 線 等 の 名 称		
工 事 場 所		
契 約 締 結 年 月 日		
最 終 契 約 金 額 ※ 1		
工 期	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日	
本 工 事 の 業 種		
週 休 2 日 制 の 形 式		完全週休2日制工事
		週休2日制工事
完全週休2日取得率※3	%	

※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2 (例)土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業(PC工事除く)」と記載
(例)PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

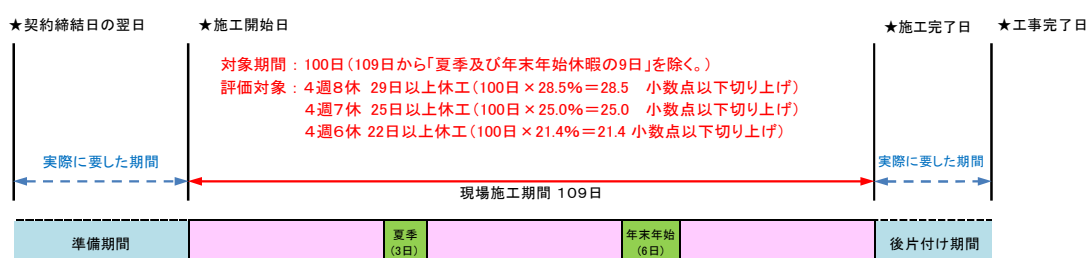
※3 週休2日制工事実施要領第5条に規定する「完全週休2日取得率」又は「週休2日取得率」を記載

武豊町長 印

2 週休 2 日の取得に要する費用の計上 (港湾・漁港工事以外の工事)

対象期間の全日数に対する休工日数 (曜日及び理由にかかわらず休工した日)の割合に応じて労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価の補正を行う。

(対象期間が100日となる場合)



週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

